

ものづくりマイスター制度のご案内

(企業編)

実技指導に係るご説明

静岡県地域技能振興コーナー
(静岡県職業能力開発協会)

ものづくりマイスター制度(以降、本制度という)は、若年技能者を対象に技能検定や技能競技大会の課題等を活用し、実技指導を行い効果的な技能の継承や後継者の育成を図るために、ものづくりマイスターが実技指導する制度です。

○実技指導の規模

- ・企業規模: 派遣については中小企業(中小企業基本法第2条第1項に規定する)の従業員が対象です
- ・受講者は原則35才未満とし、35才以上の場合は習熟度が低い技能者であれば申込み可能です
- ・受講者は1名から利用可能です。(基本は複数の方の受講をお願いします)
- ・実技指導回数(一つの派遣依頼に対して)

受講対象	実技指導回数
中小企業等	1回~20回

※複数種目を一人の方が受講できる回数は合計20回までです。

- ・安全な指導のために

1日の実技指導は、3時間程度を目安としています。(要相談)

受講者数、指導内容、利用する設備数等を総合的に判断し、適切な受講者数に分割して受講頂く、または、複数のマイスター/補助者の体制にする等をおこないます。

○費用

- ・マイスターの費用 : 静岡県職業能力開発協会(以降、当協会という)が負担します。
- ・材料費補助 : 受講者一人1回当たり、下記金額を上限として実費を当協会が負担します。
但し、工具/書籍等の購入は対象外です。

受講者1人1回当たり(上限)	2,000円(消費税別)
----------------	--------------

: 材料の手配は、マイスター制度をご利用される皆様をお願いします。

: 材料購入時の請求書は、“静岡県職業能力開発協会長”宛にしてください。

- ・実技指導場所 : 皆様の施設にて行います。
但し、皆様に適切な設備がなく、かつ低廉な公共職業訓練施設等がある場合、その施設を利用します。その賃借料は、当協会が負担します。
この場合、受講される方の施設までの交通費は、ご利用される皆様の負担となります。
- ・障害保険 : 万一の事故に備え、責任者/受講者の方、及び設備の保険に入ります(当協会負担)。

○実技指導の作業の流れ

